

令和6年度当初予算要求にあたっての基本的事項

令和6年度当初予算の要求にあたっては、「令和6年度当初予算調製方針」に基づき、下記の事項に留意して見積書を作成する。

なお、現下の財政状況を踏まえ、全ての事業の要求にあたっては、必要性・緊要性等の検証を一層徹底するとともに、市町や民間団体等との役割分担を十分に整理した上で、所要額の厳しい精査と特定財源の最大限の確保により、要求金額を精査し、必要最小限の要求とする。

また、データ等の合理的根拠に基づいた政策立案（EBPM）を原則とし、事業の必要性、有用性等について、客観的なエビデンスに基づいて説明すること。

記

第1 基本的事項

（予算の性格）

- 1 予算は、「年間総合予算」とする。

（予算要求基準）

- 2 事業のスクラップ・アンド・ビルドを促進し、メリハリのある予算を実現するため、予算要求基準については以下のとおりとする。
 - (1) 義務的な経費（人件費、公債費、社会保障関係経費、税収関連交付金等、繰出金等、庁舎管理経費等）については、必要性・緊要性を勘案した上で、過去の決算等の分析・検証を踏まえて規模・単価等積算根拠を十分に精査し、必要最小限の経費で要求すること。

なお、庁舎管理経費等については、別途、要求上限額を示すので、その範囲内で要求すること。
 - (2) 裁量的な政策経費については、以下の経費区分に応じて、それぞれ定める基準の範囲内で要求すること。
 - ① 「令和6年度三重県行政展開方針」における重点事業については、重点施策枠として所要額要求することができる。とりわけ、子どもの育ちや子育ての支援に資する取組、観光振興の取組及び県民のいのちを守る取組に関しては、予算調製過程において事業をブラッシュアップしながら大胆に重点化を図る。
 - ② 人口減少対策や「ゼロエミッションみえ」プロジェクト、三重県プロモーションなどについては、部局横断的な課題であり、政策企画部が中心となり関係部局間で十分な議論・検討、国の関係予算の情報収集、事業化に向けた論点整理をした上で予算要求を行うこと。

- ③ 一般経費（非公共事業）については、以下の区分に応じて、それぞれ定める対前年度比率を乗じた額（一般財源ベース）の範囲内で要求すること。
- (i) 一般経費（非公共事業）Ⅰ
- 令和5年度当初予算の一般経費Ⅰの90%以内とすることを前提とした上で、事業間にメリハリをつけられるよう、90%以内とした額に対し最大1.3倍まで要求することができる。ただし、下記（ア）に該当する取組に限る。
- （ア）新たな行政需要や課題に適切に対応する取組（重点施策枠・大規模臨時的事業として要求すべき取組は除く）
- なお、当該取組について翌々年度以降の継続実施が見込まれない場合は、令和6年度当初予算の一般経費（非公共事業）Ⅰには整理しない（令和7年度の予算配分のベースには入れない）ので留意すること。
- なお、上記にかかわらず、子どもの育ちや子育ての支援に資する取組、観光振興の取組及び県民のいのちを守る取組については、所要額要求することができる。
- (ii) 一般経費（非公共事業）Ⅱ
- 令和5年度当初予算の一般経費Ⅱ（へりの点検費用等）の100%以内。
- ④ 公共事業については、令和5年度当初予算（一般財源ベース）の100%以内で要求すること。ただし、資材価格等の高騰をふまえた対応については国の予算・地方財政計画をふまえ、予算調製過程において決定する。
- ⑤ 個別検討項目（私学助成、商工会等助成、高等学校運営費）については、十分精査した上で、必要最小限の経費で要求すること。
- ⑥ 大規模臨時的経費（情報システム関連予算を含む）の要求にあたっては、必要性・緊要性等の検証を徹底すること。その上で、必要性が一定認められるものでも緊要性が低いものについては、県民生活に影響を及ぼさない範囲で、次年度以降に先送りするものとする。緊要性が高く、かつ、真に必要なものについては、全体計画など後年度の負担を十分精査し、必要最小限の経費を適切に見積ること。また、単年度の負担に偏りがないうよう、可能な限り事業費の年度間調整を図ること。
- なお、終期が明確でない経常的な事業や、臨時的であっても小規模な事業については、大規模臨時的経費の対象とはしないので留意すること。
- ⑦ 物価高騰対策及び感染症法改正に伴う対応については、予算調製過程において決定する。
- ⑧ 県民の皆さんから寄せられた提案や意見を生かして構築した事業については、県民提案枠として要求できるものとする。

- (3) 県債（臨時財政対策債等を除く）発行の平準化に努めることとしているため、県債については、原則として、令和5年度当初予算額（行政改革推進債を除く）を上回らない額で要求すること。なお、国の補正予算に応じて実施する対策に充てる起債（補正予算債）は平準化の対象外とする。

(事業等の成果の検証と見直し)

- 3 要求にあたっては、これまでの事業の成果を以下により十分に検証した上で、終期を迎えた事業及び事業目的を達成した事業は原則廃止すること。

(1) 事務事業の検証と見直し

- ① 全ての事務事業について、「妥当性・必要性・有効性・効率性・緊要性」の5つの視点からゼロベースで検証し、徹底した事務事業の見直しを行うこと。中でも、「緊要性」が乏しい事業については、厳しく見直しを行うこと。
- ② 3年以上にわたり実施している事業のうち、当初の目的を達成しているものや、活用実績が低調又はニーズが低いものについては、廃止、休止など思い切った見直しを行うこと。
- ③ 他の都道府県と比較し高額になっている経費や、事業規模の大きいものについては、その規模や水準を厳しく精査すること。
- ④ 人件費を含めたフルコストで費用対効果を測ることを徹底した上で、効果を十分発揮していると言い難いものについては、抜本的な見直しを行うこと。
- ⑤ 官と民、国・県・市町との役割分担の観点から十分検討した上で、県関与の必要性が薄れつつある事業については、一定期間の後、廃止すること。
- ⑥ 終期が設定されていない事業については、法令義務等のものを除き、上記の視点による見直しを検討した上で、終期（原則3年）を必ず設定すること。
- ⑦ なお、事務事業の見直しにより、市町等に影響のある事業の廃止・見直し（補助金の削減を含む）を行う場合には、時機を逸することなく市町をはじめ関係者に対して丁寧な説明と十分な協議、調整を行うこと。

(2) 県単独補助金の見直し

県単独補助金・負担金については、社会経済情勢の変化、官と民、県と市町との役割分担、事業効果、補助率の適正化、公平性等の観点から抜本的な見直しを行うこととし、思い切った廃止や休止、統合、縮小等を進め、行政のスリム化を図ること。

- ① 既存の補助金については、経過措置等の激変緩和も考慮した上で、次の基準に該当するものについて見直しを行うこと。
- ・ 高率補助金（補助率が2分の1を超えるもの）
 - ・ 零細補助金（個々の市町への交付額が1,000千円未満のもの）
 - ・ 国庫補助事業に対する県単独上乗せ補助金
 - ・ 市町に対する交付税措置のある経費への補助金
 - ・ 県の補助額以上の繰越額、剰余金のある団体への補助金
 - ・ 制度創設から長年経過する中で当初の意義が薄れつつある事業（実績を上げ県の支援の必要性が薄れたものも含む）
 - ・ 予算額に対して補助実績が低いもの
 - ・ 終期のない補助金
 - ・ 事業規模の大きい県単独補助金
 - ・ 市町や団体に対する県単独補助金の中で、市町村や団体向けの国の直接補助と補助対象が重なり得るもの
- ② 新規の補助金の創設にあたっては、県関与の必要性、緊要性、ニーズ、得られる効果等を十分検討した上で、真に必要と判断されるものについては、上記①の見直しと整合性を保つとともに、当分の間、原則として全体の補助対象経費に対する県の補助率を3分の1以内とし、必ず終期設定（原則3年間）を行うこと。
- 加えて、定量目標を定め、より効果的・具体的な評価を実施すること。

(3) 社会保障関係経費の見直し

後期高齢者医療等の給付には、多大な財政負担が伴うことから、国の制度改正等の動向、地方財政対策上の措置、他の都道府県の支給状況を把握するとともに、その効用や決算状況を分析することで、適切な制度運用の徹底に努めること。制度の見直し等が必要な場合や県に超過負担が生じているものについては、国に対して働きかけを行うなど、適時・適切に対応すること。

県単独の助成など裁量の余地のあるものについては、セーフティネットの確保の観点に留意しつつ、県全体の県単独補助金の見直しと歩調を合わせた見直しを行うこと。

また、医療費の抑制に向け、ジェネリック医薬品の使用促進や、重複・頻回受診の抑制に向けた取組の推進、予防・健康増進取組の促進を積極的に行うこと。

(4) 県有施設の管理運営の効率化

県有施設については、新たな県民ニーズへの対応や県民サービスの向上の観点も踏まえつつ、県関与の必要性や施設の更なる有効活用、管理運営方法の見直しの視点に基づいて、廃止や統合を含めた施設のあり方を見直しを行うこと。あわせて施設にかかるコスト縮減や一層の収入確保に取り組むこと。

(5) 民間活力の導入の推進

「民間活力の導入に関するガイドライン」に基づき、多様なPPP/PFI手法（PFI、指定管理者制度、外部委託等の民間活力）の導入を推進することにより、県民サービスの向上、行政の簡素合理化を積極的に図ること。

なお、継続して外部委託を行っているものについては、委託先、委託業務の内容、委託の効果等について厳しく見直しを行い、効率化に努めること。

(6) 県有動産の管理の効率化

老朽化している船舶や大型車両等の動産は、維持管理費が少なくないことから、その保有台数のあり方や効率的な維持管理の手法について、十分な検討を行うこと。

(7) 国所管法人等への支出

国の所管法人等に対する支出については、費用対効果等の観点から、引き続き見直しを行うこと。

(8) 出資金、貸付金の見直し

その目的、効果、条件及び実績等制度全般にわたって見直しを行い、統廃合、縮小、サンセット方式の導入を図ること。

特に、収入未済額の多い貸付金については、制度の廃止も含めた見直しを行うこと。

なお、出資金については、他の出資者との均衡にも十分配慮すること。

(9) 公社等の財政援助団体に対する指導の徹底

県から出資、補助、貸付等を行っている団体については、簡素で効率的な経営を行い、県民へ質の高いサービスを提供できるよう団体自身の事務事業の見直し、整理合理化、経費の節減、自主財源の強化等を図り、県からの自主自立を促し、必要最小限の支援にとどめること。

特に、「三重県外郭団体等改革方針」の対象団体については、県関与の見直しを行うこと。また、団体への補助金等の予算要求にあたっては、事業の検討を行い、3（2）の県単独補助金の見直しの考え方に沿って、その必要性の有無からゼロベースで見直しを行うこと。

(一般会計予算要求の留意点)

4 歳出に関する事項

(1) 新規事業の要求

新規事業の要求にあたっては、事業の必要性や効果、発生するコストや業務量等について十分検討し、その事前評価結果を明らかにするとともに、行政が担う領域かどうか、さらに、県と市町の役割分担を踏まえ、県が担う領域かどうかを

明確にすること。また、施策のスクラップ・アンド・ビルドの観点から、既存事業の見直し、再構築を前提として、後年度の負担を明らかにした上で、真に必要と判断されるものについては、必要最小限の業務量・経費とするとともに、必ず終期設定（原則3年間）を行うこと。

なお、一義的には市町や民間が担うべき分野について、広域自治体である県が先導的・過渡的なものへの初期的対応として関与するとしたとしても、本来担うべき主体が相応の負担をすることが原則であり、県が必要以上の負担をすることは厳に慎むこと。

(2) 継続事業の要求

継続事業の要求にあたっては、多様化する県民ニーズに的確に対応しつつ、具体的にどのような成果や効果を狙っているのか明確にした上で、要求すること。

(3) 投資的経費の重点化、公債費の平準化等

① 投資的経費については、地方財政計画や国の公共事業予算の動向等をふまえて、事業の緊要性・優先度や投資効果等を十分に検討するとともに、事業実施後の成果についても十分な評価を行い、県民ニーズに基づいたより一層の重点化を図ること。

② 県単建設事業（補助金を含む）については、公共事業を含む他事業との関連を考慮し、投資効果、緊要性を厳しく精査すること。

③ 公共事業については、取引の実勢を踏まえた適正な労務単価や資材単価を考慮しつつ、コストとともに品質を重視した総合的なコスト構造改善に取り組み、効率的・効果的な事業実施を図ること。

④ 県有施設（ハコ物）については、原則として新たなものへの着手を当面見合わせる。

ただし、老朽化している既存の施設において、県民の生命・身体にかかわるなど極めて緊急度の高い場合のみ、予算要求できるものとする。

要求にあたっては、公共施設等総合管理計画をふまえて、既存ストックを積極的に有効活用する長寿命化対策との比較を事前に行った上で、より効率的と考える案を採用するとともに、交付税措置の有利な公共施設等適正管理推進事業債を積極的に活用すること。

⑤ 公債費負担の平準化を図るため、新規発行の県債については、適切な範囲において、より長い償還期間とするとともに、借換債については、当面、その償還期間を可能な限り延長すること。

(4) DX関連事業及び情報システム関連予算の要求

- ① DX関連事業については、三重県デジタル戦略推進委員会が実施する要求状況調査を経て同委員会が確認したものを対象とする。また、必要に応じて債務負担行為を設定した複数年契約を行うこと。
- ② 情報システム関連予算については、「情報システムの予算要求に係る基本方針」に留意し、三重県デジタル戦略推進委員会による審査を必ず受けること。審査にあたっては、トータルライフサイクルコストによる調達実施、公平性・透明性・競争性の確保の観点から、システムの新規開発や、再構築を行う際は、開発と運用保守業務のコストを一括したトータルライフサイクルコストの価格評価を実施すること。
- ③ 業務見直しと費用対効果の検証を十分に行うとともに、そもそもの必要性についてゼロベースで検討し、行政運営の効率化・行政サービスの向上に資するものを要求すること。
- ④ 県民サービスの向上や業務の効率化に資するよう、電子申請の更なる活用や業務のペーパーレス化、RPA等のデジタル技術により業務プロセス改革に取り組むなどDXの推進に向けて積極的に検討すること。
- ⑤ 他団体との間で情報システムを共同利用することで、システム開発から運用保守等にかかるトータルコストを削減する方策を積極的に検討すること。
- ⑥ システム化や運用にあたっては、「情報セキュリティポリシー」に則り、情報セキュリティに万全を期すこと。

(5) 総人件費の抑制

簡素で効率的・効果的な業務執行が可能となる組織体制の整備を進め、総人件費の抑制を行うこと。

(6) 債務負担行為と繰越明許費の適切な設定

債務負担行為については、将来の財政負担を義務づけるものであるため、新規に設定する場合には、事業規模、県の負担割合、年割額等を十分検討し、後年度において過重な財政負担及び人員増を招かないよう留意すること。

工事の施工時期の平準化を目的として、年度をまたぐ工事だけではなく、工期が12か月未満の工事についても、債務負担行為を積極的に活用するとともに、必要に応じ、繰越明許費の当初予算での計上を検討すること。

(7) 事業の適切な受託

事業の受託にあたっては、これを漫然と受け入れることなく、事業内容、事業量と職員の処理能力とを勘案し、受託の適否を判断すること。

さらに、受託する場合は、原則として従事者の人件費、その他関連事務費等を含めた適正な受託額を確保すること。

(8) 高額物品の有効活用

高額物品については、「みえ物品利活用方針」に基づき、既存物品の有効活用

を十分図ることとし、物品の更新を必要とする場合であっても、機能の簡素化や規模の縮小ができないか厳しく見直した上で、リースやレンタル、スポット使用等の手法も検討し、必要最小限のものとすること。なお、予算要求に際しては、出納局に提出した「物品購入利活用書」を予算見積書に添付すること。

(9) 監査結果及び意見等への的確な対応

監査委員による監査結果及び意見や包括外部監査結果、前年度決算の状況等を踏まえ、的確に対応すること。

(10) 事業に伴う市町との連携

市町負担を伴う新規事業等については、当該市町の財政状況等とも密接に関連するため、事業の計画にあたっては、事前に地域連携・交通部市町行財政課の意見を十分聴き取るとともに、関係市町と十分、連携・調整の上、予算要求すること。

(11) 国の予算等への対応

予算の見積りにあたっては、国の予算編成や地方財政対策等に基づく制度改正の動向についての的確に把握するとともに、各省庁に対し、提言・要望を積極的に行うこと。

(12) 後年度負担等の把握

計画的な財政運営の確保に向けて、各事務事業の後年度負担を明らかにするよう努めること。特に、新たに人員や予算を必要とする事業（公共事業による施設の整備等を含む）にあっては、将来の財政負担について十分な検討を加えるとともに、執行体制、管理運営方法等について、計画段階から関係部局等と十分な協議を行い、明確な方針を定めた上で、予算要求すること。

(13) 組織機構・定数調整方針との調整

「令和6年度組織機構及び職員定数調整方針」に十分留意した上で、予算要求すること。

なお、予算調製と組織定数調整作業を連動させていくこととしていることに留意すること。

5 歳入に関する事項

(1) 県税収入の見積もり

県税収入については、国の税制改正の方向及び今後の経済動向、徴収率向上の取組等を勘案の上、的確な判断により見積ること。

(2) 国庫支出金の積極的な活用

国庫支出金については、国の予算編成の動向を踏まえるとともに、後年度の財

源手当にも留意しながら、積極的な活用に努めること。また、国庫支出金の金額については、補助対象事業を精査の上、適正に見積ること。

また、県の負担を義務付けているものは、その根拠及び地方財政措置の有無を確認するなど、真に必要な事業を厳選すること。

なお、国庫補助負担金等に係る超過負担等については、その解消等を強く国に申し入れること。

(3) 公債費負担の平準化に配慮した県債の活用

公債費が将来における県の過重な負担とならないよう、県債の活用にあたってはその必要性を精査するとともに、後年度の財政負担が少ない交付税措置のある有利な地方債（公共施設等適正管理推進事業債、緊急防災・減災事業債等）を選択すること。

(4) 財産収入の確保

財産収入については、未利用財産の積極的な売り払いや貸付けを行うこと。売り払いや貸付けにあたっては、適正な時価等を十分に考慮して算定を行い、その適正化と収入の確保に努めること。

(5) 受益者負担の適正化

負担の公正を確保するため、税で賄うべきサービスか、受益者の負担で賄うべきサービスかについて十分検討の上、応益負担の原則に基づき、受益者負担の適正化に努めること。

(6) 使用料・手数料の見直し

使用料及び手数料については、3年以上見直していないものや大規模修繕を行うなど所要経費が大きく変動したものについては、見直しを検討すること。

（見直しの視点）

- ・ 光熱水費や人件費等の所要経費が積算に算入されているか
- ・ 他の都道府県の単価や近隣施設の利用料金等と比較して適正か
- ・ 所要経費から算出された単価と使用料、手数料単価との間に差がある場合の理由（受益者の応分負担や利用者の見込み等）は適当か など

(7) 特定目的基金の活用

特定目的基金のうち、積極的に活用されていないものについては、早急に活用方針を検討した上で、今後の活用の見込みが立たないものは処分すること。

また、特別会計のうち、繰越金の活用が十分でないものについては、国等と調整の上、資金収支に影響のない範囲で、一般会計への繰り入れを行うこと。

(8) 収納促進対策の実行

見込みうる限りの収入を的確に把握し、極力増収を図ること。

なお、本来収入されるべきものが収入未済となっている場合には、収納促進対策を講じ、適正な収入の確保を図ること。

(9) 新たな収入源の開拓

印刷物の有料化や広告収入の確保（ネーミングライツ、ホームページや印刷物への広告掲載、施設や公用車への広告掲載等）、空きスペースの貸付等を積極的に検討すること。特に、ネーミングライツや広告掲載、自動販売機の設置については、対象とする施設・箇所の拡大に努めること。

また、民間や財団が提供している助成金や、ふるさと応援寄附金、企業版ふるさと納税制度、クラウドファンディングの積極的な活用等、様々な角度から検討し、多様な財源の確保を行うこと。

第2 特別会計

特別会計については、法令上特に定めるものを除き、財源不足額を一般会計からの繰出金に依存することなく、運営の合理化、経費の節減に努め、収支の均衡を維持することを基本方針とし、上記の「第1 基本的事項」の考え方に準じて見積ること。

第3 企業会計

企業会計についても、「第1 基本的事項」に準ずることとするが、地方公営企業法の趣旨に則り、経済性の発揮を基本とし、経営状況、今後の見通しについて十分な検討を行い、一般会計との間の負担区分を明確にし、予算の原案を作成すること。

第4 その他

- 1 見積書は、三重県予算調製及び執行規則により各記載項目について十分検討の上、記入すること。
- 2 各事業の要求にあたっては、オールインワンシステムによる事業マネジメントシート（事務事業）を添付すること。
- 3 新規事業については、「三重県危機管理実施要領」の「新しい事業に取り組む際のチェックリスト」等を参考に、事業の実施に際してのリスクとその適切な対応を十分検討した上で、予算要求すること。
- 4 新営改築改修費については、各部局において原案を作成し、県土整備部営繕課の技術的意見を聴取して見積ること。
- 5 物品、公共工事及び役務に係る予算の見積りにあたっては、「三重県リサイクル製品利用推進条例」及び「みえ・グリーン購入基本方針」を踏まえ、環境への配慮に努めること。

6 県有施設の整備や県公共工事の実施等に際しては、「みえ木材利用方針」を踏まえ、積極的な県産材の活用について取り組むこと。

7 物品及び役務の調達にあたっては、「三重県障害者就労施設等及び障がい者雇用促進企業等からの物品等の調達方針」に基づき、多様な分野での調達の可能性を検討するなど、障害者就労施設等、障がい者雇用促進企業及び社会的事業所への優先発注の更なる拡大に努めること。

また、感染予防に資する物品の調達にあたっては、「感染予防に資する物品の調達にかかる県内製造企業からの物品調達優遇制度実施要綱」に基づき優先発注を行うことで、感染予防に資する物品の県内製造体制の構築及び県内企業の製造の安定を図ること。

8 各部局からの予算要求状況については、公表を行っていくものとする。